

CLOUD CONNECT 利用約款

第1条 (約款の適用)

1. NHN テコラス株式会社(以下「当社」といいます。)は、「CLOUD CONNECT 利用約款」(以下「本約款」といいます。)を定め、本約款を遵守することを条件として利用契約を締結して頂いた契約者(以下「契約者」といいます。)に対し、CLOUD CONNECT サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本約款は、当社別途定める「申込書」と合せて適用されます。本約款の内容と、申込書の内容が異なる場合は、申込書の内容が優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本サービスを利用する契約者に事前の通達をすることなく、本約款を変更する事があります。この場合の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。
4. 当社が、本約款を変更する時は、当該変更により影響を受けると当社が判断した契約者に対して、書面、電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により事前にその内容を通知します。

第2条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、インターネット上の複数拠点間(以下、配信可能地域を「転送リージョン」といいます。)において、契約者が指定するファイル(以下「契約者データ」といいます。)を送受信する機能を提供するサービスです。
2. 本サービスの一部は、他の電気通信事業者(以下、総称して「事業者」といいます。)が提供するサービスにより構成されるものとし、契約者は本サービスの利用において事業者が定める利用規約、ガイドライン等(以下「事業者の規約等」といいます。)が適用されることに同意するものとします。なお事業者の規約等は、当社が申込書において予め指定するものとします。
3. 本サービスの利用には、契約者が使用する端末に、別途当社が定めるソフトウェア(以下「クライアントソフト」といいます。)のインストールが必要になります。
4. 当社は、本サービス及び事業者の提供するサービスに事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、権利侵害などを含みますがこれらに限りません。)が無いことを、明示的にも黙示的にも保証しません。
5. 本サービスは、日本国内に登記を有する法人に対してのみ提供します。

第3条 (利用契約の申込)

1. 本サービスの利用を希望する者は、申込書に必要事項を記載して当社に提出します。
2. 当社は、前項の申込書の提出を受け、申込を承諾した時は、電子メールを含む書面にて承諾の意思表示及び本サービスの利用が可能となる日(以下「利用開始日」といいます。)を通知するものとします。
3. 利用契約は、前項の当社からの承諾の意思表示が発せられた時に成立するものとします。
4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その契約の申込を承諾しない事があります。
 - (1) 本サービスの契約の申込を行った者が、本サービスを含む当社又は当社のグループ会社のサービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがあると判断したとき
 - (2) 本サービスの契約の申込を行った者が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがあると判断したとき
 - (3) 申込書に虚偽の記載があったとき
 - (4) 本サービスの提供が技術上困難と考えられるとき
 - (5) 前号の他、当社の業務遂行上支障があり、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
5. 利用契約の成立後であっても、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知又は勧告をすることなく本サービスの停止又は、利用契約を解除できることとします。

第4条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、利用開始日から1ヶ月とし、契約期間満了の15日前までに契約者から更新を行わない旨の書面による通知が無い場合は、引き続き1ヶ月を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。
2. 本サービスの最低利用期間は1ヶ月とします。

第5条（クライアントソフト）

1. 契約者は、クライアントソフトの利用において、以下各号を遵守するものとします。
 - (1) クライアントソフトにかかる知的財産権その他の一切の権利は、当社に帰属するものとし、当社は契約者に対し、本サービスでのみ使用することに限定した非独占的、譲渡不能の権利を許諾します。
 - (2) クライアントソフトの使用許諾期間は、当社と契約者間で本サービスにかかる利用契約が有効に存続する期間とし、当該利用契約の終了と同時に、使用許諾も終了するものとします。
 - (3) クライアントソフトを改変、リバースエンジニアリングすることを禁止します。
 - (4) クライアントソフトを第三者に、公開、配布、販売、貸与、譲渡、再使用許諾することを禁止します。
2. 当社は、契約者によるクライアントソフトの使用又は不使用により生じた損害につき、一切責任を負いません。

第6条（担当責任者）

1. 本サービスの申込にあたり、契約者は予め連絡可能な担当責任者（以下「担当責任者」といいます。）を選任し、その連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレス等を当社に届け出るものとします。
2. 担当責任者が交代したとき、又は連絡先等に変更があった場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 契約者が前項の通知を怠った事により、当社からの連絡が遅滞もしくは連絡不能な事に起因して契約者が被った損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条（付加サービスの提供）

1. 契約者は、本サービスの利用において、当社が別途定める申込書又は注文書に必要事項を記載し、当社に提出する事で付加サービスの提供を申し込むことができるものとします。
2. 付加サービスの提供の条件については、契約者及び当社において協議のうえ、別途定めるものとします。

第8条（提供中断）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止することがあります。
 - (1) 当社又は事業者の通信設備の保守又は工事などやむを得ないとき
 - (2) 当社又は事業者が設置する通信設備の障害などやむを得ないとき
 - (3) 電気通信事業者等の都合により、当社又は事業者が電気通信サービス等の提供を受ける事ができなくなったことに起因して、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止する場合、本サービスが中断される5営業日前を過ぎることなく、契約者に対しその理由及び期間を、書面（担当責任者宛の電子メールを含みます。）により通知するものとします。ただし、緊急事態の発生その他やむを得ない事情により5営業日前までの通知が不可能な場合は、この限りではありません。
3. 当社は、前二項の規定に基づき本サービスの提供を中断したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第9条（通信利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある時は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利

- 用を制限する措置を執ることがあります。
2. 当社は、契約者が当社の電気通信設備に重大な負荷を生じる行為をした時は、本サービスの利用を制限することがあります。
 3. 当社は、天災、事変、暴動、軍事行為、その他の非常事態が発生、又はそのおそれがあるときは、本サービスの利用を制限又は中断することがあります。
 4. 当社は、前項に基づき本サービスの利用を制限することにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第10条(提供停止)

1. 当社は、契約者が、次の各号に該当する時は、本サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) 支払期日を経過しても、初期費用、月額費用、付加サービス等の利用料金を支払わないとき
 - (2) 当社又は当社のグループ会社が提供する、サービスの利用料金を支払わないとき
 - (3) 事業者の規約等に違反又は規定される事項に該当する場合
 - (4) 他人の知的財産権を侵害、他人を誹謗・中傷する等、法令に反する行為を行ったとき
 - (5) 国際法、憲法、法律、条例等あらゆる法規一般に反する行為を行ったとき
 - (6) 公序良俗に反する内容の電磁的記録を公開する等の行為を行ったとき
 - (7) 当局から、契約者データの送受信停止又は本サービスの停止要請等があったとき
 - (8) 前各号の他、本約款の規定に反する行為であり、当社及び本サービスの遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由及び期日等を、当社が適当であると判断した方法により、契約者に通知するものとします。
3. 当社は、前二項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第11条(サービスの終了)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの一部又は全部を終了することがあります。
2. 当社は、本条第1項の規定によりサービスを終了する時は、契約者に対し終了する3ヶ月前までに書面(担当責任者宛の電子メール、当社ウェブサイトへの掲載を含む)にてその旨を通知するものとします。
3. 前二項により本サービスが終了した時は、当該終了の日に利用契約も同時に終了するものとします。

第12条(契約者が行う契約の解除)

1. 契約者は、利用契約を解除する時は、当社に対し解除の日から2ヶ月前までに当社が別途定める書面にて、解約希望日を通知するものとします。
2. 契約者は、第7条(提供中断)に定めた事由が生じた事により本サービスを利用する事ができなくなった場合において、契約者が当該サービスにかかる目的を達することができないと客観的に認められる時は、利用契約を解除することができるものとします。この場合利用契約の解除は、当社が別途定める契約の解除を通知する書面を、当社が契約者より受理した事を通知する文書もしくは電子メールに記載された日にその効力が生じるものとします。

第13条(当社が行う契約の解除)

1. 当社は、契約者が第9条(提供停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 契約者が本約款に違反した場合、当社は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除する場合は、書面(担当責任者宛の電子メールを含みます)により契約者にその旨を通知するものとします。

第14条(地位の譲渡及び承継)

1. 契約者は、当社の事前の書面等による承諾なくして、本契約上の地位及び本契約に関連して発生する権利・義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供しあるいは承継させてはならないものとします。
2. 契約者に合併が生じた時は、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、原則として契約者の地位を承継するものとします。
3. 前項の規定に基づき契約者の地位を承継した者は、速やかに契約者の地位を承継した事を証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

第15条(契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、その氏名もしくは商号又は住所もしくは居所について変更があった時は、速やかに電子メール又は書面により変更を届け出るものとします。
2. 前項の届出があった時は、当社はその届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することがあります。

第16条(利用料金の支払義務)

1. 本サービスは、初期費用と月額費用とで構成されます。
2. 契約者は、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社がその使用を可能とした時は、利用料金を支払う義務を負うものとします。
3. 契約者は、第3条(利用契約の申込)第2項に定める利用開始日より起算して、利用契約に基づき当社より本サービスの提供を受けた最後の日までの期間(以下「サービス利用期間」といいます。)について、当社が別途定める金額を支払う義務を負うものとします。
4. 契約者は、第7条(提供中断)の規定により本サービスの提供が中断された場合であっても、サービス提供中断期間中における利用料金を支払う義務を負うものとします。
5. 契約者は、第9条(提供停止)の規定により本サービスの使用が停止された場合であっても、提供停止期間中における利用料金を支払う義務を負うものとします。

第17条(月額費用の日割)

1. 契約者が利用を開始した日および契約終了した日が当該月の初日以外の日であった場合も、本サービスにおける当該月の料金の額は満額での請求となり、契約者が当該月において本サービスの提供を受けた日数に対応する日割請求はございません。

第18条(料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用料金等を、当社が指定する銀行口座に振込みによって支払うものとします。振込手数料は契約者が負担するものとします。
2. 契約者が、当社に対し、本サービスに関わる利用代金を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされている時は、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。
3. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
4. 本サービスの利用開始後は、理由の如何にかかわらず当社が既に受領した本サービスの利用代金を返金しないこととします。
5. 契約者が利用料金等を不法に免れたときは、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

6. 契約者は本サービスの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、その遅延期間につき、未払額に対する年率6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第19条(監査等)

当社及び当社が定める代理人は、契約者に対して、事前の通知無くして契約者の対象設備等に対して、本サービスの使用状況を監査すること又は契約者が保有する本サービスの使用状況に関する一切の資料の開示等を要求することができるものとし、契約者は、当社による当該要求に直ちに応じるものとします。当該監査等により利用契約に違反する事が明らかになった場合は、当社は契約者への事前の通知をすること無く、直ちに本サービスの停止又は、利用契約を解除できるものとします。

第20条(契約者データの扱い)

1. 契約者が登録したデータの知的財産権は、契約者に帰属するものとし、契約者自らの責任と費用をもってこれを保護しなければならないものとします。また、当社はこれらの知的財産権を保護する義務を負いません。
2. 当社は、利用契約の終了又は解除後、契約者に対する通知なく、直ちに対象設備に保存された契約者データを削除することができるものとし、当社は当該契約者データを返還、保管又は保護する義務を負いません。
3. 前項に基づき当社が契約者データを削除したことにより、契約者に損害が生じたとしても、当社は理由の如何を問わず一切の責任を負いません。

第21条(再委託)

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を、事業者又は当社が別途定める第三者に再委託できるものとし、契約者は予めこれに同意するものとします。
2. 当社が前項に定める事業者又は第三者への再委託をする場合、当社は、契約者に対し自らが負うべき義務と同様の義務を、再委託先に負わせるものとし、再委託先に対する一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本サービスの契約の申込を行い、当社からその承諾を受けた時は、その契約の内容が、事業者、再委託先及び当社の管理するシステムに登録され、本サービスを提供するために必要な範囲で公開されることに同意したものとみなすものとします。

第22条(機密情報)

1. 利用契約により開示された当社又は契約者の機密情報及び所有権を有する情報(以下「機密情報」といいます。)につき、開示者より機密であるとして開示を受けた当事者はこれを機密として扱うものとします。
2. 利用契約により開示された当社又は契約者の所有する個人情報機密情報は機密情報として扱うものとし、当社及び契約者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われる事が無いよう最大限の努力をするものとします。
3. 当社及び契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
4. 当社及び契約者は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、機密情報に含まないものとします。
 - (1) 開示前に既知であった情報
 - (2) 公知の事実、その他一般に利用可能な情報
 - (3) 守秘義務を負うこと無く、第三者から正当に入手した情報
 - (4) 開示した当事者が機密情報としての扱いから除外することに事前に書面にて同意した情報
 - (5) 裁判所・警察署その他法律・規則の規定に基づきその開示が要求された情報
5. 当社と契約者の間で、別途「機密保持契約」及び「個人情報の保護」(契約名称にかかわらず、同様の目的の契約等を含みます。)に関する契約を別途締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。

第23条(暴排条項)

1. 契約者は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
2. 契約者は、自ら又はその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当社は、契約者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前項の規定により利用契約を解除した場合、かかる解除によって契約者に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第24条(損害賠償)

1. 当社は、利用契約に定める事項に関して、当社の故意または重大な過失によって、契約者に損害を与えた場合に限り、契約者に生じた通常かつ現実の直接損害について、月額費用の1ヶ月分または当該損害が発生した前月に、契約者が当社に現実に支払った本サービスの利用代金のいずれか低い方の金額を上限として賠償するものとします。
2. 契約者は、法律の範囲内で本サービスを利用するものとします。当社は、契約者が本サービスの利用に関連して日本及び外国の法律に抵触した場合であっても、当社に帰責事由が無い限り一切の責任を負わないものとします。

第25条(通知)

1. 本約款に特に定めるほか、本サービスに関する問い合わせ、その他契約者から当社に対する連絡の回答通知、又は本約款の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡もしくは通知は、当社が適当であると判断した手段にて行うものとします。
2. 本サービスで使用する日付及び時間は、特別な指定がある場合を除いて日本時間を標準とします。

第26条(準拠法)

本利用契約の有効性、解釈及び履行等については、日本法に従うものとします。

第27条(合意管轄)

利用契約又は利用契約に関する紛争について、訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて東京簡易裁判又は東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条(協議)

本約款に定めのない事項については、当社と契約者が誠意を持って協議のうえ、信義に即して解決するものとします。

附則

(実施年月日)

2013年 8月1日 制定・施行

2014年11月1日 改定・施行

2015年10月1日 改定・施行